

○ 社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵省
司法省 令第一号）

改正案	附則
① （略）	②社債等の振替に関する法律附則第十四条第七項ノ規定ニ依リ登録ヲ抹消セラレタル社債ニ付テハ第十七条ノ二第一項中「第四十八条ノ規定ニ依リ登録用紙ヲ閉鎖シ且社債ノ償還期日ヲ経過シタルトキハ「トアルハ」第四十八条ノ規定ニ依リ登録用紙ヲ閉鎖シタルトキハ「トス
現行	附則
	（新設） （略）